

定 款

(2 0 2 5 年 1 1 月 1 日改訂)

株式会社 ゴルフ・ドウ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ゴルフ・ドゥ と称し、英文では G O L F ・ D O C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スポーツ関連用品の販売及び中古スポーツ用品の買取・修理・賃貸借
2. スポーツ用品の販売及び買取を目的とするフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導
3. ゴルフ場及びゴルフ練習場等スポーツ施設の運営及び運営支援
4. インターネットを利用した商取引並びに各種情報サービスの提供、業務代理業、広告事業
5. 経営コンサルタント業務
6. 情報処理システムの企画開発及び保守管理業務
7. 広告代理店
8. 損害保険代理業
9. 輸出入業
10. 飲食業
11. 旅行代理店業
12. 携帯電話及び情報通信機器類の販売及び役務の提供業務
13. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の卸販売
14. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の自主企画商品開発及び製造
15. 健康食品及び雑貨の販売
16. 健康食品及び雑貨の卸販売
17. 健康食品及び雑貨の企画商品開発及び製造
18. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。

(単元株式数)

第7条 単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人をおく。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

（2） 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

（2） 株主が議決権の行使を委任する場合には、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条 当社の取締役は（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

（2） 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は3名以上とする。

（取締役の選任方法）

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

（2） 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

（3） 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- （2） 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- （3） 退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
- （4） 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

（取締役会の議長及び招集）

第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- （2） 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- （3） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- （4） 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって、監査等委員以外の取締役の中から、代表取締役を選定する。

- （2） 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(報酬)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。

(2) 当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第29条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会規定)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第34条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

（事業年度及び決算期）

第 3 5 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当金）

第 3 6 条 株主総会決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

（中間配当）

第 3 7 条 前条のほか、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当金等の除斥期間）

第 3 8 条 期末配当および中間配当が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

- （ 1 ） 当会社は、第 2 8 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- （ 2 ） 第 2 8 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 4 2 7 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 5 条第 2 項の定めるところによる。

改訂日

1. 改訂：2005年 6月28日
2. 改訂：2005年 8月22日
3. 改訂：2006年 6月30日
4. 改訂：2006年11月10日
5. 改訂：2007年 6月28日
6. 改訂：2008年 6月27日
7. 改訂：2009年 6月26日
8. 改訂：2010年 6月25日
9. 改訂：2013年 6月21日
10. 改訂：2015年 6月26日
11. 改訂：2016年 9月 1日
12. 改訂：2022年 6月25日
13. 改訂：2022年 9月 1日
14. 改訂：2023年 3月 1日
15. 改訂：2025年11月 1日